予定価格の積算内訳の事後公表に関する事務処理要領

令和７年３月12日　６南管財第492号
最終改正　令和７年４月１日　７南管財第２号

（目的）
第１条　この要領は、南島原市が発注する建設工事の入札契約手続きのより一層の透明性を確保するため、予定価格の積算内訳の事後公表について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）
第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）建設工事　本市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第１項に規定する建設工事をいう。
（２）予定価格　南島原市契約規則（平成18年規則第44号）第６条に規定するものをいう。
（３）積算内訳　競争入札等に付する時に定める予定価格の算出に用いた積算価格について、一定の範囲で定める項目ごとの数量、金額を明示したものをいう。金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いたものとする。
（４）事後公表　積算内訳を契約の締結後に閲覧の方法で公表することをいう。

（事後公表の対象工事）
第３条　積算内訳を事後公表する対象は、競争入札を行うもののうち、設計金額が200万円を超える建設工事について行うものとする。

（事後公表する内容）
第４条　事後公表する内容は、書面（以下「積算内訳書」という。）の形態で表すものとする。
２　積算内訳書は、表紙と内訳書から構成し次のとおりとする。
（１）表紙に記載する内容
　ア　工事名称
　イ　設計書積算条件
（２）内訳書には、工事の種類により次の項目を記載する。
　ア　土木工事及びこれに類する工事では、工事区分、費目、各工種、種別及びこれらに準じるものの名称、単位、数量及び金額を記載する。
　イ　建築営繕工事及びこれに類する工事では、工事内訳書に記載する種目、科目、中科目及びこれらに準じるものの名称、単位、数量及び金額を記載する。
　ウ　間接工事費に係る積み上げ工事費については、名称、単位、数量及び金額を記載する。
３　前２項によりがたい場合は、各発注機関において別に定めることができるものとする。

（事後公表する時期）
第５条　原則として、契約締結後速やかに閲覧に供するものとする。

（閲覧の期間）
第６条　事後公表の期間は、入札公告又は指名の通知をした日の属する年度及び翌年度とする。

（閲覧の場所）
第７条　積算内訳書を事後公表する場所は、南島原市総務部管財契約課の閲覧場所とする。

（閲覧の日時）
第８条　積算内訳書を閲覧できる日は、次の各号に掲げる日を除く日とする。
（１）日曜日及び土曜日

（２）国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
（３）12 月 29 日から翌年の１月３日までの日（祝日法による休日を除く。）
２　閲覧時間は、午前８時 30 分から午後５時 15 分までとする。
３　前２項の規定にかかわらず南島原市総務部管財契約課長は、閲覧書類の整理その他必要がある場合には、その旨を閲覧場所に掲示し、臨時に休日を設け又は閲覧時間を短縮することができるものとする。

（閲覧の条件）
第９条　積算内訳書は、所定の場所で閲覧し、閲覧場所以外には持ち出すことができない。
２　積算内訳書を汚損又は毀損してはならない。
３　積算内訳書の複写等の便宜供与は行わない。
４　閲覧に供した資料の内容に関する問い合わせには応じない。

附　則（令和７年３月 12 日　６南管財第 492 号）
この要領は、令和７年４月１日から施行する。
附　則（令和７年４月１日　７南管財第２号）
この要領は、令和７年４月１日から施行する。